

## 建築基準法関係手数料条例の手数料改正について

平成21年7月1日から、以下のとおり改正します。

### 1 建築物の「確認申請」に関する主な改正額は、以下のとおりです。

手数料を徴収する事務		床面積の合計A (㎡)	手数料の額		
			改正後(円)	改正前(円)	倍率
確認申請 手数料	建築物 法第6条第1項	A 30	<u>10,000</u>	5,000	2.00
		30 < A 100	<u>15,000</u>	9,000	1.67
		100 < A 200	<u>22,000</u>	14,000	1.57
		200 < A 500	<u>35,000</u>	19,000	1.84

### 2 建築物の「中間検査」に関する主な改正額は、以下のとおりです。

手数料を徴収する事務		床面積の合計A (㎡)	手数料の額		
			改正後(円)	改正前(円)	倍率
中間検査 手数料	建築物 法第7条の3第1項	A 30	<u>14,000</u>	9,000	1.56
		30 < A 100	<u>15,000</u>	11,000	1.36
		100 < A 200	<u>20,000</u>	15,000	1.33
		200 < A 500	<u>25,000</u>	20,000	1.25

### 3 建築物の「完了検査」に関する主な改正額は、以下のとおりです。

手数料を徴収する事務			床面積の合計A (㎡)	手数料の額		
				改正後(円)	改正前(円)	倍率
完了検査 手数料	建築物 法第7条第1項	中間検査無し	A 30	<u>15,000</u>	10,000	1.50
			30 < A 100	<u>19,000</u>	12,000	1.58
			100 < A 200	<u>24,000</u>	16,000	1.50
			200 < A 500	<u>39,000</u>	22,000	1.77
		中間検査有り	A 30	<u>14,000</u>	9,000	1.56
			30 < A 100	<u>18,000</u>	11,000	1.64
			100 < A 200	<u>23,000</u>	15,000	1.53
			200 < A 500	<u>38,000</u>	21,000	1.81

この他、工作物に関する確認申請手数料及び完了検査手数料を改正します。